

中国における画像意匠の保護制度



北京銀龍知識産権代理有限公司

周 恺
機械意匠部
意匠グループリーダー

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。筆者の周グループリーダーは、中国で大学卒業後、2009年から2012年まで製品設計者を務めた。2012年に北京銀龍に入社以来、機械部専利代理人を務めている。米国、ヨーロッパ、日本、および韓国のクライアントのために英語-中国語/中国語-英語の翻訳、専利出願や審判等の業務を担当し、さらに国内クライアントのために出願などの業務を担当している。

中国における「画像意匠」の概要は、次のとおりである。

I. 平面パターン

●概要

中国専利法第2条には、意匠とは、製品の形状、図案またはその結合および色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指すと規定されている。平面パターンは、意匠専利として申請できる。

●詳細及び留意点

1. 単純なパターン自体は、申請できず、製品を媒体としなければならない。
2. パターン付きの平面形態の製品、例えばシート、カーペットなどについて、設計要点が1つの面のみに係れば、該面の正投影図のみを提出できる。
3. 色彩のパターンの意匠の専利出願には、簡単な説明の欄にその旨を声明しなければならない。

II. グラフィカルユーザインターフェース (GUI)

●概要

2019年11月1日に改正が施行された『専利審査指南』では、第1部分第3章に「4.4 グラフィカルユーザインターフェースに係る製品意匠」という節が新たに設けられた。グラフィカルユーザインターフェース（以下「GUI」という）に係る意匠の保護のニーズが高く、審査規則をより明確にするためである。なお、その改

正前には、GUI に関する事項は、審査指南中の複数の節の中に分散して記載されていた。

● 詳細及び留意点

① 製品の名称（審査指南第 1 部分第 3 章 4.4.1）

GUI を含む製品の意匠の名称は、GUI の主要な用途およびそれが応用される製品を示すべきであり、一般に、GUI という字句のキーワードが必要である旨が審査指南に規定されているが、今回の改正により、「動画操作 GUI を備えるディスプレイスクリーンパネル」のような製品の名称を用いることができる点が明確にされた。

「ディスプレイスクリーンパネル」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末などのモバイル端末機器の全てのディスプレイスクリーンパネルをを包含する概念と理解することができる。製品の名称の欄には、それらの端末の名称までを具体的に記載せずに、「ディスプレイスクリーンパネル」と記載すればよいことが明確になった。

② 意匠の図面または写真（審査指南第 1 部分第 3 章 4.4.2）

意匠の要部が GUI のみにある場合、少なくとも当該 GUI のディスプレイスクリーンパネルを含む正投影図 1 点を提出しなければならない旨が審査指南に規定されている。

より具体的には、モバイル端末のフレーム部分を含む図面の提出は不要であり、ディスプレイスクリーンパネル中の画像全体のみを図面として提出することができる。

③ 簡単な説明（審査指南第 1 部分第 3 章 4.4.3）

GUI を含むディスプレイスクリーンパネルの正投影図のみを提出する場合には、例えば「当該ディスプレイスクリーンパネルは、携帯電話、コンピューターに用いられる」というように、当該 GUI ディスプレイスクリーンパネルが応用される最終製品を網羅的に列挙しなければならない旨が規定されている。

ディスプレイスクリーンパネルという製品の名称が用いられた際、その製品の名称の内容をより明確にする趣旨である。

●ソース

中華人民共和国専利法

中華人民共和国専利審査指南

国家知識産権局ウェブサイト <https://www.cnipa.gov.cn>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)